

ホームページに掲載している

登録政治資金監査人の登録一覧の更新について

1. 趣旨

現在、国会議員関係政治団体の利便に供するため、政治資金適正化委員会事務局のホームページにおいて登録政治資金監査人の登録一覧を掲載しているところであるが（平成20年度第3回委員会資料6（別紙1）参照）、以下の登録政治資金監査人については、当委員会としてホームページに掲載されている情報に何らかの変更があったことを把握しているにもかかわらず、登録政治資金監査人からの登録抹消届出書又は変更登録申請書の提出を待っている間、結果として正確でない情報がホームページに掲載される状態が続くことになる。

- ・ 官報告示で税理士、弁護士又は公認会計士いずれかの資格登録が抹消されていることを確認し、当委員会から登録政治資金監査人の抹消手続について案内したにもかかわらず、登録抹消届出書の提出がない者
- ・ 当委員会から登録政治資金監査人あてに郵送したものが返送される等の理由から、変更登録手続について案内したにもかかわらず、変更登録申請書の提出がない者

閲覧者に正確でない情報を提供している状態を改善するため、次のようにホームページの掲載内容を改めることとする。

2. 更新イメージ

【登録抹消届出の場合】

旧	対応 抹消届出	登録政治資金監査人の登録一覧	
		登録番号順	都道府県順
	あり	削除	削除
	なし	現行表記のまま	現行表記のまま
↓			
新	対応 抹消届出	登録政治資金監査人の登録一覧	
		登録番号順	都道府県順
	あり	削除	削除
	なし	削除	削除

【変更登録申請の場合】

旧	変更申請	対応	登録政治資金監査人の登録一覧	
			登録番号順	都道府県順
	あり		変更	変更
	なし		現行表記のまま	現行表記のまま
↓				
新	変更申請	対応	登録政治資金監査人の登録一覧	
			登録番号順	都道府県順
	あり		変更	変更
	なし		事務所の名称及び 所在地を「確認中」 と表示	削除

3. 実施日

平成26年1月1日の掲示より実施

○ 政治資金規正法施行規則

（変更登録の申請）

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由並びに変更の生じた年月日を記載した変更登録申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更登録申請書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第十四条の十 法第十九条の二十三第二項の規定により登録政治資金監査人が同条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならない。

登録政治資金監査人の登録申請について

1. 申請の手続

弁護士、公認会計士又は税理士の方は、政治資金適正化委員会に備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます（政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項）。

登録政治資金監査人の登録を受けようとする方は、政治資金適正化委員会に次に掲げる書類等一式を提出してください。

2. 提出書類等一式

- ①**登録政治資金監査人登録申請書**（別紙 1）
- ②**政治資金規正法第 19 条の 18 第 2 項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書**（別紙 2）
- ③**申請者の写真 2 葉**（無帽、無背景、縦 2.8 cm、横 2.4 cm、撮影後 3 ヶ月以内のもの、裏面に氏名を記入）
- ④**戸籍抄本**（申請日前 3 ヶ月以内に作成されたもの）
- ⑤**住民票の写し**（申請日前 3 ヶ月以内に作成されたもの）
- ⑥**弁護士、公認会計士又は税理士であることを証する書面**（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が発行した証明書で、申請日前 3 ヶ月以内に作成されたもの）
- ⑦**登録免許税 1 万 5 千円分の収入印紙**（登録申請書に貼付し、消印しないこと）

3. 提出方法

登録申請をされる方は、提出書類等一式を政治資金適正化委員会へ郵送、もしくは直接持参してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留での郵送をお願いします。

4. 登録申請上の注意

登録申請書の各欄は裏面の登録申請書記入例を参照し、明瞭、正確に記入してください。

登録政治資金監査人の登録は平成 20 年 9 月から随時受付をします。

個人情報の取扱いについて

政治資金規正法第 19 条の 24 の規定により、登録政治資金監査人の登録をしたときは、官報により、登録年月日、登録番号及び氏名を公告いたします。

また、総務省ホームページにおいて、官報へ掲載する事項のほか、国会議員関係政治団体の利便に供するため、「弁護士、公認会計士又は税理士であることの別」、「事務所の名称」、「事務所の所在地」及び「政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による研修の修了の有無」を公告いたします。

この 4 事項について、非公告としたい方は、「氏名」及び「総務省ホームページにおいて非公告としたい事項」を記入し（様式任意）、登録申請書とともに政治資金適正化委員会に提出してください。

なお、登録申請のあった住所等に、政治資金適正化委員会からの通知等を送付する場合があります。

登録申請・問い合わせ先：

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎第 2 号館 9 階

総務省 政治資金適正化委員会

TEL：03-5253-5598（直通）

URL：http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html

※登録申請書については、上記 URL からダウンロードできます。